

東日本大震災10年 「人間の復興」実現にむけて

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

私たち東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センターは、あの震災から10年をむかえるにあたり、犠牲になられた方々に哀悼の意を表します。

「創造的復興」の現在地

1923年の関東大震災の際、経済学者福田徳三は「人間の復興」を唱えました。

「人間の復興とは大災によって破壊せられた生存の機会の復興を意味する。今日の人間は、生存するために生活し、営業し、労働せねばならぬ。すなわち生存機会の復興は、生活・営業・及び労働機会（これを総称して営生という）の復興を意味する。道路や建物は、この営生の機会を維持し、擁護する道具立てに過ぎない。それらを復興しても本体たり実質たる営生の機会が復興せられなければ何にもならないのである」と。

東日本大震災から10年経った今、確かに道路や建物、防潮堤等は立派に造られました。しかし、本当に復興しなければならなかったのは、そうした「道具立て」を運用して、被災者の「日常生活（住まいとコミュニティ）」、「仕事と収入（なりわい）」をできるだけ元に戻すことでした。そしてそれを、被災者が満足できるものとして創り、被災者の笑顔と活気を取り戻すことが震災からの復興だったはずですが。しかし、「創造的復興」の美名のもとに進められた復興は、営生の機会が復興されない、「人間の復興」の対極に位置するものです。

「浜の分断」を招いただけで、1社しか参入せず漁業の底上げにもつながらなかった水産特区。320億円も投入しても、断層帯由来の地震が発生したら機能不全に陥る広域防災拠点整備。被災者の生活復興に何も寄与しない仙台空港民営化と24時間化計画、そして水道民営化。地元の声をかきかず強引に進めた防潮堤建設による景観破壊。被災者医療の免除措置や復興公営住宅の健康調査打ち切り…。創造的復興によりすすめられたこれら「道具立て」により、被災者の生活復興がなされたのでしょうか？

村井知事が「過疎地版コンパクトシティをつくる」社会的実験となるとした沿岸部での高台移転（防災集団移転）事業では、例えば石巻市十八成浜のように、40%以上の住民が事業の遅れにより心ならずも故郷を去りました。同市分浜のように、6戸分の宅地整備をしても2戸しか住宅建設されないような高台移転が多数生まれました。災害公営住宅においては自治体の支援が不足しているため、入居者が新たなコミュニティのづくりに苦心惨憺しています。また県内被災企業のうち震災前の売上高に回復した企業は4割にとどまります。特に製造業は、13年以來、震災前の水準に戻った企業が5割を上回ったことはなく、水産加工業は失った販路を回復できずに喘いでいるのが実態です。国や自治体の被災者支援制度が貧弱なため、何等かの「在宅被災者」が少なくとも1万5千世帯あるとする報道もあります。地域経済やコミュニティでのつながりに復興実感が持てず、なんとか苦勞して住まいの再建はしたもの、よくならない暮らし向きに不安をいただきながら日々暮らしているのが被災者の実像です。

このように東日本大震災における「創造的復興」とは、「被災者の復興」ではありませんでした。

福島第一原発事故はいまだ収束していない

福島第一原発事故はいまだ収束しておらず、今も約4万人が避難生活を強いられ、故郷と生業を失った人々にその被害の補償がなされず、国と東京電力の責任があいまいにされたままです。

昨年11月の村井知事による女川原発再稼働の地元同意は、県民多数の反対と市町村長の反対・異論を押し切って強引なやり方で進められました。原発事故が他の災害と比べられない巨大さと異質性をもっていることも、重大事故時に県民が安全に避難できないことも無視したもので、容認できるものではありません。

当センターは、巨大震源域の直近にある女川原発の再稼働は危険だと訴えてきました。福島第一原発は沸騰水型原発で、事故発生後に設計どおりに圧力抑制室に水蒸気を導いて圧力を下げようとしたのですが、これが圧力抑制室に熱を集める結果を生み、逆に事故を加速させたと指摘されています。女川原発も同じ沸騰水型です。設計上の欠陥を抱えたままの再稼働はあってはなりません、福島第一原発事故の教訓を生かす道は、すべての原発の再稼働を中止し、環境にやさしい再生可能エネルギーの開発、省エネ・断熱技術などを活用した政策に転換して、被災地域の復興を進めることです。当センターは、原発事故から10年にあたり、原発・エネルギー政策の転換が切実に求められていることを訴えるものです。

宮城県はまた、福島第一原発事故による放射能汚染問題を抱えています。事故で放出された放射能による汚染廃棄物は、農林系廃棄物（稲わらや牧草等）だけでも約4万トンに及びます。そのうち国に管理責任がある3千トンの危険な「指定廃棄物」（8,000 Bq以上）は、手つかずのまま“仮保管場”に置かれ、処理の見通しは立っていません。一方「一般廃棄物」（8,000 Bq以下の汚染廃棄物）は、地域住民の反対の声を無視し、家庭ごみに混ぜて焼却処理が強行されています。しかし、大崎地域では、この「一般廃棄物」に8,000 Bqを超える“未指定廃棄物”が含まれています。この危険な汚染廃棄物は、十分管理されることなく農家の敷地に置かれたままです。当センターは国と県に対して、放射能を拡散する焼却処理を直ちに中止し、農家の敷地に置かれている危険な放射能汚染廃棄物を隔離・長期保管するよう要求するものです。

被災者生活再建支援法の抜本改正と災害ケースマネジメントの制度化を

昨年11月に被災者生活再建支援法が改正され、新たに「中規模半壊」という損害区分が新設されました。遅きに失した改正ではありましたが、国民の願いを「半歩」前進させたものでした。しかし、最大300万円の支給金額では住宅再建に不十分な金額です。支給金額を少なくとも500万円まで引き上げ、同時に災害法制の抜本改革を行い、今後も続く自然災害に対する備えを充実させることが強く求められます。また、東日本大震災で、仙台市の仮設住宅において開始された災害ケースマネジメントは、鳥取県で全国初めて制度化されました。それに続く自治体も現れてきています。宮城県においても、県独自の住宅再建支援制度を創設しつつ、10年目をむかえた被災者全体を対象とした生活実態調査を行い、被災者伴走型の災害ケースマネジメントの制度化を実現することを当センターは求めます。

東日本大震災から10年経過しても、解決を迫られている課題が山積しています。しかし、この先の見取り図は誰も見せてはくれません。それはこの宮城の地に暮らす私たちが作り上げるしかありません。今私たちに問われているのはその「覚悟」です。これからの人間の復興実現に向けて当センターは全力をつくして奮闘するものです。